



平成 24 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ブロンコビリー
代 表 者 名 代表取締役社長 竹 市 靖 公
(コード番号 3091 東証第二部・名証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理部長 古 田 光 浩
電 話 番 号 0 5 2 - 7 7 5 - 8 0 0 0

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 10 日開催の取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | | |
|--|--|-----------|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 300,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 竹市 靖公 | 153,200 株 |
| | 竹市 光敏 | 96,800 株 |
| | 竹市 啓子 | 50,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 24 年 2 月 20 日（月）から平成 24 年 2 月 23 日（木）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。） | |
| (4) 売 出 方 法 | 売出しとし、大和証券キャピタル・マーケティング株式会社、野村證券株式会社、東海東京証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の 6 営業日後の日。 | |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一の金額とする。 | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 | |
| (9) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 | | |
| (10) 本株式の売出しについては、平成 24 年 2 月 10 日（金）に金融商品取引法による有価証券通知 | | |

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

書を提出している。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- | | |
|---|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 45,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売 出 人 | 大和証券キャピタル・マーケット株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 大和証券キャピタル・マーケット株式会社が、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、45,000 株を上限として、当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一の金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 | |
| (10) 本株式の売出しについては、平成 24 年 2 月 10 日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。 | |

<ご参考>

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは当社普通株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、45,000 株を上限として、大和証券キャピタル・マーケット株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメン

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

トによる売出し（以下、「本件売出し」という。）の受渡期日から平成24年3月23日（金）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、本件売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、本件売出しの申込期間終了日の翌日から平成24年3月23日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた全ての株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式への返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券キャピタル・マーケット株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受け及び当該株主から大和証券キャピタル・マーケット株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である竹市靖公、竹市光敏及び竹市啓子並びに竹市靖公の親族が代表を務める資産管理会社である株式会社ストロングウィルは、大和証券キャピタル・マーケット株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）について、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換される証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し及び竹市靖公が株式会社ストロングウィルに対して行う当社株式の売却等を除く。）を行わない旨合意しております。また、当社は、大和証券キャピタル・マーケット株式会社に対し、ロックアップ期間について、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換される証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、ロックアップ期間

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。